

ID: 204

担当部署: 都市整備課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (占用料の徴収)</p> <p>第6条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表の該当する金額の合計額を占用料として納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により算出して得た額が100円に満たないときは、その額を100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日